

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和10年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年5月から42年4月まで

昭和39年に転居後、婦人会の役員による国民年金保険料の集金があり、保険料を納付していた。当時、集金の時期になると、友人と保険料の納付について会話し、保険料を納付すると国民年金手帳に押印してもらったことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた地域における国民年金保険料の納付は、申立人が述べているとおり、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる上、申立人が記憶している国民年金手帳の特徴も当時の状況と一致する。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の集金時期になると、近隣に居住していた友人と国民年金保険料の納付について話していたと述べ、一方、その友人は、申立人と同じ内職をしていたこともあり、申立人と頻りに会って会話する間柄であり、申立人と国民年金保険料のことを話題にしたと述べており、申立人の主張と一致する上、その友人は、申立期間のうち、申立人の近隣に居住していた昭和39年12月から42年4月までの期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間の翌月以降は、申立人とその友人は同じ会社で厚生年金保険に加入していることから、国民年金保険料を同時期に納付していたとする申立人及びその友人の話は信ぴょう性があると言える。

さらに、申立人は、申立期間以外に短期の未加入期間はあるものの、国民年金加入期間中に未納は無い上、申立人の夫は厚生年金保険資格喪失後の昭和46年11月から60歳に達するまで未納が無いことから、納付意識が高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は昭和38年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から47年3月まで

私は、国民年金が強制加入とは知らず、初めは国民年金保険料を納付していなかったが、20歳にさかのぼり保険料を納付することができるとの通知をもらい、母親が両親と私の国民年金の加入手続をして、保険料をまとめて納付した記憶がある。私と同時に保険料を納めた両親の納付記録は残っているはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人と母親に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付したと述べているとおり、申立人とその母親の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に連番で払い出されていることから、このころ同時に加入手続を行ったと推測される。

また、申立人及びその母親が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和47年5月ごろは、第1回特例納付制度の実施期間中であり、申立人の母親は、36年4月以降60歳に達するまでの国民年金保険料を納付しており、未納が無いことから、加入手続を行った時点で特例納付等により、未納期間を解消していることがうかがえ、同時に申立人の申立期間に係る保険料を特例納付等したとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、当時、未納となっていた国民年金保険料を納付するために、旅行資金を充てたとしており、その金額は、申立人及びその母親の未納保険料を併せて特例納付等できる額であり、申立人の主張は不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は申立人が昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A市のB事業所で働いていたことは、写真で明らかであり、B事業所在籍中に海軍に召集されたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の提出したB事業所において同僚と一緒に写っている写真に、「B事業所現場 昭和14年11月2日記念撮影」と記入されていること及び親族の証言から、申立人がA事業所に在籍していたことが推認できる。

また、C省が保管する申立人の軍歴記録によると、申立人が昭和18年12月1日に海軍に編入され、D兵として兵役にあり、20年9月1日に召集解除となったことが確認できる上、入隊前の職業は「E工」として記載されており、前職が工員であることが確認できる。

さらに、申立期間は、当時の社会情勢から申立人の意思により自由に転職することが困難な期間であったと思料され、前述の写真が撮影された昭和14年11月2日から、海軍に召集され解除となった20年9月1日までB事業所

に在籍していたことが推認できる。

加えて、召集されていた期間は、当時厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴収または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、申立人が海軍に召集されていた期間についても被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

一方、B 事業所の被保険者名簿については、戦災により焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和 21 年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認でき、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状態にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言うべきである。

以上を踏まえて本件をかながみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、労働者年金保険法が制定され、保険料徴収が開始された昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は、20 年 9 月 1 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災、火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

静岡厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年8月1日、資格喪失日は19年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年7月26日から19年2月1日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和18年7月までA事業所本社に勤務した後、同僚3人と一緒に同事業所B工場へ転勤したと主張しているものの、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳からは、同事業所本社において、昭和17年6月1日に資格を取得し、18年7月26日に資格を喪失していることが確認できるが、社会保険事務所が管理する同事業所B工場の被保険者名簿には、申立人の被保険者記録はない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和18年8月1日から19年2月1日までの期間について、申立人は、A事業所B工場での仕事や上司の氏名、作業棟の配置など、勤務した者でないと知り得ない事項を具体的に記憶しており、当該記憶内容は、同工場で勤務していた同僚が証言する当時の状況と一致していることから、申立人は、同事業所B工場に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「自分の同僚3人は、小学校の同期であり、同時期にA事

業所本社に入社し、同時期に同事業所B工場に異動した。」と主張しており、社会保険事務所が管理する同事業所B工場における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該同僚3人（いずれも故人）については昭和18年8月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所B工場に在籍後、すぐにC団を志願し、半年ほどして合格通知が来たので、同事業所B工場を昭和19年2月1日に退職し、入隊した。」と主張しているところ、厚生労働省の軍歴証明書によれば、申立人のC団入団は昭和19年2月5日とされていることから、申立人は同事業所B工場に同年2月1日まで勤務し、同年同月5日に入隊したことが推認できる。

一方、A事業所B工場を管轄するE社会保険事務所によると、「A事業所B工場の被保険者名簿については、戦災によりほぼ焼失していることから、現存する上述の同事業所B工場の被保険者名簿は、昭和21年1月当時在職していた者を対象に復元されたものである可能性が高い。」としている。

また、現存する上述のA事業所B工場の被保険者名簿をみると、申立人の同僚3人の氏名は連続して記載されているが、被保険者番号をみると、当該同僚3人に付された番号の前及び中間に番号の欠落が確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和19年2月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落がみられる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を

考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 18 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日までの期間については、同僚 3 人においても当該期間の厚生年金保険の被保険者記録は無く、当該期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間当時は同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人がA事業所B支店で資格を喪失した原因は転勤であることが確認できるとともに、A事業所の回答から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和31年9月1日にA事業所B支店から当該事業所本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における社会保険事務所の昭和31年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和31年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、当

該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日の記録を昭和35年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月20日から同年4月12日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

この時期、A社C工場からA社B工場に転勤となったが、昭和33年6月11日に入社してから平成13年3月15日に退職するまでA社に継続勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険の記録、同僚等の証言などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年2月20日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

静岡厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月1日から同年4月1日まで
② 昭和42年10月21日から同年11月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所B工場における記録が上記期間について欠落していることが判明した。C事業所B工場が発行した私の勤続証明書において、上記期間、A事業所B工場に勤務していたことが証明されており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C事業所（A事業所B工場が社名変更）が提出した勤続証明書及び社員名簿により、申立人はA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上述の勤続証明書及び社員名簿によると、申立人は、昭和42年10月23日にA事業所本社から同事業所B工場に異動した記録となっているところ、雇用保険の被保険者記録では、同事業所本社において同年10月20日に離職していることが確認できることから、申立人の同事業所B工場における資格取得日は同年10月21日であると認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B工場における昭和42年11月の記録から、3万3,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、C事業所B工場が提出した申立人に係る勤続証明書に、「昭和39年2月18日～同年11月29日（A事業所B工場）」との記載が認められることから、申立人は当該期間にA事業所B工場において勤務していたことが確認できる。

しかし、A事業所B工場は、社会保険庁の記録により、昭和39年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人が記憶する元同僚は、申立人と同様、新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、「A事業所B工場が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間に、厚生年金保険料を払っていた記憶は無い。」旨を証言している。

なお、申立人がA事業所本社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している可能性を考え、社会保険事務所が管理する同事業所本社の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和39年2月5日から同年4月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日の記録を昭和35年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年2月20日から同年4月12日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に確認したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

この時期、A社C工場からA社B工場に転勤となったが、昭和33年6月11日に入社してから平成19年3月31日に退職するまでA社に継続勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、雇用保険の記録、同僚等の証言などから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年2月20日にA社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場における昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から12年3月まで

平成11年から13年ごろ、免除されていた7年4月から10年3月までの国民年金保険料を妻が金融機関で追納した。

また、平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料は免除ではなく、現年度中に保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻は、市役所に申立人の免除期間に係る追納申込みを電話で行ったところ、市役所から振込用紙が届いたので、市役所職員から言われた金額等を自ら記入して、60万円から70万円ぐらいの保険料を金融機関で振り込んだと述べているが、納付時期及び振込先等についての記憶があいまいな上、追納の申し込みは社会保険事務所が受け付けた後、納付時期によって納付金額に加算額が付くため、電算処理して作成された納付書が送付されるはずであり、被保険者が自ら振込用紙に金額等を記載して保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、当時、国民年金及び国民健康保険に加入していたと述べており、申立人の市民税県民税課税証明書を見ると、平成10年、11年及び12年分の社会保険料控除額は、それぞれ14万6,200円、17万900円、21万4,100円と記載されているが、同控除額は、申立期間の国民年金保険料及び国民健康保険税の双方を満たしたのではなく、申立期間の保険料を納付していたとは推認できない。

さらに、申立人の妻は、平成7年6月から10年12月までの国民年金保険料を免除され、17年6月に、この期間の追納申込みについて照会があったことが社会保険庁のオンライン記録で確認できるが、申立人に係る追納申込みは確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から55年3月まで
20歳になった昭和44年ごろ、区役所から書類が来たので自分で国民年金の加入手続をした。当時、区の職員が自宅に集金に来ており、国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳到達後の昭和44年ごろ、当時居住していた区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は転居した市で52年7月に払い出され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、申立人は、このころ国民年金加入手続を行ったと考えられるが、その時点では申立期間の大半が既に時効であり、過年度納付や特例納付したことはうかがえない上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付等についての記憶がはっきりしない。

また、申立期間直後の昭和55年に別の町へ転居しているが、55年4月から59年3月までの期間及び61年4月から平成5年3月までの期間は申請免除となっている上、申立期間以外にも未納が複数あり、13年7月以降の国民年金の保険料を納付している期間はすべて過年度納付しているなど、保険料納付が困難であったことが見受けられる。

さらに、申立期間は135か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの期間及び同年10月から45年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年6月まで
② 昭和42年10月から45年10月まで

昭和53年に市役所の広報や自治会で国民年金の完全納付奨励のPRが活発にされていたため、市役所に出向き、説明を受けた。市役所の女子職員から、今、国民年金保険料を納付すれば、空白期間は無くなり、年金が満額受給できると聞き、翌日30万円納付した。その夜、夫にも「これで、私も年金が満額もらえる。安心、安心。」と喜んで話したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年ごろ、特例納付により年金を満額受給することができると市役所の女性職員から聞き、申立人の夫に相談の上、30万円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、申立期間①及び②に係る保険料を特例納付すると45万円近い金額になる上、申立人及びその夫について、42年7月から同年9月までの期間及び45年11月から47年3月までの期間を53年9月に特例納付した記録があり、当該保険料も併せると60万円以上の保険料を納付することになるため、申立人の記憶と実際の保険料額とは大きく相違する。

また、申立人及びその夫は、昭和48年2月に国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころ夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測され、このとき、46年12月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得している。その後、申立人の夫の厚生年金保険加入期間が判明したことにより、42年7月から同年9月までの期間については、夫婦共にさかのぼって強制加入期間として訂正されたものの、申立期間①及び②については、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた期間であり、申立人は任意加入対象者であったことから、

さかのぼって資格取得することができず、未加入期間となっていることから、納付書は発行されず、特例納付することができなかつたと考えられる。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から47年11月まで
当時、父親と共に自営業を営んでいた。国民年金のことはまだ年齢も若くて遠い将来のことであったため、自分自身にその記憶は残っていないが、母親が私に「保険料を少しだけ納付しているから。」と言っていたことを覚えているため、申立期間すべてが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その両親は既に他界しているため、当時の状況は不明であり、申立人は、その両親から国民年金手帳を受け取った記憶が無く、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年8月に夫婦連番で払い出されており、このころ夫婦同時に国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点では、申立期間の大半が既に時効である上、特例納付したこともうかがえないことから、申立人は、その妻と共に昭和49年度現年度保険料から納付し始めたと考えられる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳（昭和49年7月19日発行）を見ると、申立人の資格取得日は昭和49年1月4日と記載されており、申立期間は未加入期間となっていることから、申立期間に係る納付書は発行されなかったと考えられる。

加えて、申立期間は65か月と長期間であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 16 日から 51 年 1 月 5 日まで
厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和 45 年 8 月に A 事業所に入社して以来、B 事業所へ派遣され、51 年 1 月まで派遣先の B 事業所で同じ内容の作業をしてきたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚及び上司についての記憶から、A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の A 事業所の事務担当者は、申立人について憶えていないと証言している。

また、申立人が記憶する上司の A 事業所における申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間の記録を見ると、当該上司は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が管理する A 事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、申立人は、昭和 47 年 4 月 16 日に被保険者資格を喪失し、同年 5 月 1 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、A 事業所は、既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主とも連絡が取れないことから、厚生年金保険の加入、保険料控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月31日まで

A事業所の取締役として勤務した期間のうち、上記申立期間に係る標準報酬月額が2分の1以下に減額されていることが分かったので、減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成7年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年11月20日付けで6年10月から7年9月までの期間について20万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる。

また、代表取締役であった申立人の夫が、「当時、社会保険事務を含む経理業務を取締役であった妻に担当させていたので、自分は一切関与していない。」と主張しており、当時のA事業所の顧問社会保険労務士（全喪の3か月前に顧問契約解約）も、「申立人は月初に社会保険労務士事務所へ来所するときには代表者印を所持しており、その場で届出書類へ押印していたので、私は申立人が社会保険事務の担当役員として権限を有していると考えていた。」旨の証言をしている。

さらに、申立人は、「会社の印鑑は夫が金庫でしっかり管理しており、勝手に使わせる事はなかった。」と主張しているが、複数の元社員からは、「奥さんが給与計算や社会保険事務を担当していたので、代表者印の管理と使用は夫婦で行っていた。」との証言があり、代表取締役であった夫も「妻

が代表者印を使うことはできた。」と主張していることから判断すると、取締役であった申立人が社会保険事務を含む経理事務を担当していたことから、社会保険事務について権限を有し、かつ、自らの標準報酬月額減額訂正処理に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の取締役として自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月1日から7年10月31日まで

A事業所の代表取締役として勤務した期間のうち、上記申立期間に係る標準報酬月額が4分の1以下に減額されていることが分かったので、減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成7年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年11月20日付けで6年10月から7年9月までの期間について41万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険事務を含む経理業務を取締役であった妻に担当させていたので、自らの標準報酬月額の処理に自分は一切関与していない。」と主張しているが、申立人の妻が「主人は、会社の印鑑を金庫に保管し、私も含め他人に使わせることはなかった。」と述べていることから、このような申立人の個人の年金受給権を制限する行為を代表取締役であった申立人に何らの相談もなく、独断で行ったとは考え難い。

以上のことから、申立人は代表取締役として、同社の業務執行に責任を負っていたと認められ、自らの標準報酬月額の減額訂正処理についても関与していなかったとは認め難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として業務執行責任を負う立場であり、当該

標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月ころから 39 年 8 月ころまで
社会保険事務所に A 事業所の厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 32 年 7 月 20 日から 36 年 8 月 19 日までの期間の記録しか無かった。A 事業所には再入社し、昭和 37 年 6 月下旬から 39 年 8 月ころまで勤務したことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 事業所の社会保険を担当していた役員及び同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の役員は、申立人が申立期間当時、A 事業所に再入社したことを覚えており、「申立人は、当時、若かったし A 事業所を一度辞めているので、いい仕事が見つかったら、またすぐに辞めると思っていたため、再入社後は、厚生年金保険の加入を見合わせていたと思う。」、「申立人の給与から、厚生年金保険料の天引きを行い、社会保険事務所に納付しないことはあり得ない。」と述べている。

また、申立期間当時の同僚は、「A 事業所は小さな会社で、社会保険の加入は社長の考え次第だった。」と述べている。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿及び健康保険厚生年金被保険者原票において、昭和 36 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 15 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月1日から49年4月1日まで
(A事業所)
② 昭和50年4月1日から53年4月1日まで
(A事業所)
③ 平成元年4月1日から7年5月1日まで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況を照会したところ、「書類の保存期限を経過していることから、勤務状況及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。」との回答を得た。

また、申立人は昭和38年6月1日から平成3年3月31日までの期間、夫が加入していた共済組合の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和50年9月から53年3月までの期間について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

申立期間②について、申立人と同日の昭和 50 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している A 事業所の複数の同僚から、「勤務は、1 年毎の更新だった。」との証言を得たほか、うち一人の同僚から、「A 事業所から厚生年金保険の資格を喪失する説明があったかについては記憶にないが、自分は、申立期間当時、国民年金及び国民健康保険に加入した。」との証言を得た。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日までの加入期間に係る健康保険被保険者証を同年 4 月 17 日に返納していることが確認できる。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、申立人が B 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、複数の同僚から、「当時、申立人は非常勤として勤務していた。」との証言を得た。

また、B 事業所に申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、「保管している資料の中に申立人の氏名はあり、申立期間当時、勤務していたと認められるが、社会保険に加入していたかについては、不明であり、当時の状況を詳しく知る者はいない。」との回答を得た。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は申立期間中、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、社会保険事務所が管理する B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、平成元年 4 月 1 日から 7 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月ころから 45 年 6 月ころまで
(A事業所)
② 昭和 45 年 9 月ころから 46 年 8 月ころまで
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。保険料も給与から引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶及び同僚の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の元事務担当者から、「社会保険への加入は基本的に本社勤務の者だけであり、それ以外の加入希望者には何年間か勤務する条件があった。未加入者から保険料は控除していない。」との回答を得た。

また、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡しているため、申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する記録によれば、A事業所は昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 7 月 1 日から 52 年 10 月 3 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無く、申立人が名前をあげた複数の同僚についても、確認することができない。

申立期間②について、元事業主の証言から申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとするB事業所があった所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記簿の記録は確認ができない。

また、元事業主は、「個人事業所であり、社会保険には加入していなかった。給与から保険料も控除していない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から同年 12 月 5 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の厚生年金保険の加入記録から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA事業所の社会保険事務手続の委託先に照会したところ、「昭和 38 年以降、社会保険事務所に健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を出した者についての資料の中に申立人の氏名は見当たらないため、社会保険の手続を行っていないと思われる。」との回答を得た。

また、申立人が自分よりも先にA事業所で勤務していたと記憶する同僚は、社会保険事務所の記録から、申立期間中の昭和 43 年 8 月 26 日に当該事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所に、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事業主は既に死亡し、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

加えて、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録では、申立人のA事業所における被保険者記録は無い。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 42 年 12 月 15 日から 44 年 5 月 26 日までに被保険

者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月31日から40年12月1日まで
② 昭和41年4月1日から42年3月31日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、A事業所での被保険者期間は4か月であり、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実はないとの回答を得た。当該事業所には、4か月以上勤務していたと記憶しているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月31日から42年3月31日までの期間、A事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、当該事業所において、40年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の所長以外の同僚の氏名を覚えておらず、当該所長は既に死亡しており、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚も申立人のことを記憶していないことから、申立人の勤務期間を確認することはできなかった。

また、A事業所に厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、「申立期間当時、営業職員は、入社後4か月目から厚生年金保険に加入させていた。また、査定により、営業職員から嘱託職員になった場合には、厚生年金保険の適用除外とした。」との証言から、当該事業所では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させ、勤務形態の変化に応じて、厚生年金保険を適用させていたと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和39年10月31日から

42年3月31日までの期間、国民年金に強制加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金の被保険者であったことを認識していたことがうかがわれる。なお、申立人は、A事業所での厚生年金保険の被保険者記録がある昭和40年12月から41年3月までの4か月間に係る国民年金保険料の還付を、平成21年6月30日に受けていることが確認できる。

加えて、申立期間にA事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に、当該事業所での厚生年金保険の取扱い等について照会したが、これを確認できる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年8月26日まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が約6分の1にさかのぼって減額訂正されていることが分かったので、訂正される前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成10年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年9月2日付けで申立人の9年11月から10年7月までの期間に係る標準報酬月額を59万円から9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、保険料の社会保険関係の手続は、経理事務の担当者が行っていたとしているところ、社会保険事務を担当していた事務員は、「申立人から任されている日常業務は代表者印を使って処理したが、申立人の標準報酬月額の遡及訂正等の特別な業務については、申立人の同意や指示がなければ行わなかった。」、「申立人は、倒産当時、全く事業所に来ていなかった訳ではなく、月に1度は顔を出しており、事業所に来ない間も時々電話があったので、報告や指示が途切れる状況ではなかった。」と証言している上、申立人は、保険料の滞納があったことを認めている。

以上のことから、A事業所から届出がされていないにもかかわらず、社会保険事務所が、代表取締役である申立人の同意を得ず、申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額の訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人はA事業所の業務執行に責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 40 年 8 月 14 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 8 月 14 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 19 名確認でき、資格喪失後 3 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 6 名を除く 13 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名について資格喪失日の約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、前述した健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 40 年 12 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月14日から平成元年8月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についてA事業所において厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、勤務していたことは確かであるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在職証明書及び契約書等から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所から提出された契約書では、申立人の身分は「非常勤」で、勤務日は「週4日」と記載されている一方、申立人が申立期間の直前に勤務していたとする同系列のB事業所の契約書では、申立人の身分は「職員」で、勤務日は「週5日」と記載されており、社会保険庁の記録によれば、申立期間の直前の期間はB事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A事業所に勤務していた元従業員は、「申立人は週4日勤務だったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、また、別の元従業員は、「当時の勤務は週6日制であった。週4日勤務の場合は非常勤であり、非常勤の方は厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と証言している。

さらに、A事業所の契約時及び退職時のCは既に死亡しており、Dとは連絡が取れず、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は無い。

なお、社会保険庁が管理するA事業所に係るオンライン記録において、昭

和 62 年 12 月 1 日から平成元年 11 月 13 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。